

# 屋根や瓦を点検して高額な契約を迫る 「点検商法」に気を付けて！

## <相談事例1>

突然、「このままだと台風時に屋根瓦が飛んで危険だ。無料で点検する」と業者が来訪し、見積もりを見ると36万円と高額だが、その場で契約してしまった。  
(80歳代 男性)

## <相談事例2>

玄関先で業者から声を掛けられ、「屋根に瓦の割れ目があって危険。すぐに工事をする必要がある」と言われ、そのまま185万円の高額な契約を交わした。  
(90歳代 男性)

## <アドバイス>

● 突然業者から「瓦に割れ目がある」「瓦が飛んで危険」「無料で点検する」「すぐに工事が必要」などと不安を煽り、その場で高額な契約を迫る「点検商法」の相談が相次いでいます。

● 「点検させてほしい」「点検は無料だから」と言って訪問してくる業者には、応対しないようにしましょう。



● 困ったときは、ひとりで悩まず家族、友人など周りの方や消費生活センターに相談しましょう。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

**消費者ホットライン☎188(いやや)**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん